

組合員活動保障

生活クラブのさまざまな活動に参加することを支えるしくみです。給付の利用限度額はありません。

組合員活動保障のしくみは、平田牧場から豚肉を載せてきたトラックに組合員が添乗して配達先を道案内していた時代に、事故にあったらどうするのだという素朴な不安から生まれました。

組合員活動とは

共同購入活動（デポーでの購入も含め）、まちやブロックの活動、組織活動（友人へ生活クラブを紹介に行く、チラシまき、キャラバンなど）、生活クラブの会議への出席、研修や企画の運営や参加、班会、デポーでのワーク、コミュニティ活動など生活クラブに関わる活動全般を指します。

※車両事故・自転車事故の補償はありません。

組① 活動中の事故による入院・在宅療養

1事由につき上限50,000円

加入者本人または同行した家族が、活動中に不慮の事故で負傷し、入院・在宅療養したときの治療費実費とケアの保障

- ▷加入者本人の居住する住宅内での事故は除きます。
- ▷留守番の未就学児童は保障の対象です。
- ▷送迎時の車両事故の補償はありません。
- ▷申請には第三者証明が必要です。

●保障されるもの

- ・治療費実費（但し、他の補償との差額のみ）
- ・家族の世話や簡単な家事、入院時・通院時の付き添いなどのケア（ケア金400円/30分）
- 申請書以外に必要な添付書類
- ・治療費の領収書（コピー可）

組② 組合員活動のために私物を貸与して破損したとき

1事由につき上限50,000円

活動時に個人のお皿、ホットプレート、ジューサー、デジカメなどを提供して、活動の場、または自宅までの往復の間に破損したときの保障

▷破損時から48時間以内にセンター・デポーへの連絡が必要です。

活動に使用した後は当日必ず作動や状態を確認してください。

▷申請には同じ企画に参加した人の第三者証明が必要です。

●保障されるもの

- ・修理実費または同程度のものの購入費用実費
- 申請書以外に必要な添付書類
- ・破損状態のわかる写真
- ・修理明細、再購入の領収書（コピー可）

48時間以内

組③ 活動中の事故による賠償責任

1事由につき上限50,000円

加入者本人または同行した家族に、活動中に対人または対物の事故で賠償責任が生じた時の保障

▷デポーワーク時の消費材等の破損も対象です。

▷賠償責任が生じたときから48時間以内にセンター・デポーへの連絡が必要です。

●保障されるもの

- ・治療費実費および修理費実費（但し、他の補償との差額のみ）
- 申請書以外に必要な添付書類
- ・破損状態のわかる写真
- ・治療費、修理費、代替品購入の領収書（コピー可）

48時間以内